長浜市道路整備アクションプログラム策定懇話会開催要領

（趣旨）

第１条　この要領は､長浜市の道路整備に関する具体的な実施計画を定めることについて、広く有識者等からの意見聴取を行うため、長浜市道路整備アクションプログラム策定懇話会(以下｢懇話会｣という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第２条　懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

(1) 計画の策定、検討及び調整に関する事項

(2) その他計画の策定に必要な事項

（参加者）

第３条　市長は、次に揚げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。この場合において、構成員の性別構成は、男女いずれも構成員の総数の１０分の４以上とすることに努めるものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

（運営）

第４条　懇話会の構成員は、その互選により懇話会を進行する座長を定め、副座長は座長が指名するものとする。

２　座長は、懇話会を代表し、会務を統理する。

３　座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代行する。

４　市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第５条　懇話会の開催期間は、令和８年６月３０日までとする。

（庶務）

第６条　懇話会の庶務は、都市建設部道路河川課において処理する。

（補則）

第７条　この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和８年３月２５日）

この要領は、令和８年４月１日から施行する。